

ら、保健福祉課（☎⑦1603）までお問い合わせ下さい。

町県民税の申告

◎申告が必要な方

平成30年1月1日現在、神崎町に住んでいる方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

但し、所得税の確定申告をする方は、町県民税の申告は必要ありません。

【平成29年1月から12月までに次の所得があった方】

①営業や農業などの事業所得

②不動産・譲渡・一時・山林及び雑所得

③退職所得（特別徴収をしていない方）

【給与所得がある方で次のいずれかに該当する方】

①勤務先から神崎町役場へ「給与支払報告書」の提出がなかった方（勤務先でご確認ください）

②給与所得以外の所得が20万円以下で確定申告をしない方

③給与を2ヶ所以上から受けている方（恩給や年金などを受けている方も含まれます）

④雑損控除や医療費控除などを受けようとする方

【所得がなかった方】

平成29年中に自分の所得がなく、町内居住者の扶養親族でもない方は、「所得0円」で申告してください。国民健康保険や各種年金の審査、所得証明などの資料として必要です。

また、神崎町に住んでいない方でも、平成30年1月1日現在、次のような方は申告が必要です。

①町内に事務所や事業所又は家屋敷がある方

②実質上の生活の本拠地が神崎町にある方

◎申告に必要なもの

①印鑑（シャチハタは不可）

②所得を証明する書類（源泉徴収票、支払調書、帳簿書類など）

③社会保険料・生命保険料・地震保険料・個人年金保険料や医療費・寄附金等

がある方は、その領収書や明細書・証明書など

④番号確認書類（個人番号カード・通知カードなど）

と身元確認書類（運転免許証・パスポートなど）

※町県民税の申告書は申告会場に用意してありますが、事前に必要とする方には郵送しますので、ご連絡ください。

◎医療費控除は領収書が
提出不要となりました

平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

◎セルフメディケイション税制について

健康の保持増進及び疾病の予防の取組として一定の取組を行っている方が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができます。

詳しくは、町民課税務係（☎②2112）までお問い合わせください。

平成29年分 所得税確定申告・町県民税申告相談日程

相 談 日	地 区 名		申告会場
	午 前	午 後	
2月16日(金)	四季の丘	四季の丘	役場2階第2会議室
2月19日(月)	成城台・藤の台	武田・新	
2月20日(火)	武田・新	神崎神宿	
2月21日(水)	神崎神宿	神崎本宿	
2月22日(木)	神崎本宿	毛 成	
2月25日(日)	全 地 区(予約制)	全 地 区(予約制)	
2月26日(月)	毛成・神崎本宿	古 原	
2月27日(火)	古 原	郡	
2月28日(水)	郡	大貫・立野	
3月 1日(木)	大貫・立野	植 房	
3月 5日(月)	植 房	小 松	
3月 6日(火)	小 松	並 木	
3月 7日(水)	並 木	今・高谷	
3月 8日(木)	松崎・向野	成城台・藤の台	
3月 9日(金)	全 地 区	全 地 区	
3月12日(月)	全 地 区	全 地 区	
3月13日(火)	全 地 区	全 地 区	
3月14日(水)	全 地 区	全 地 区	
3月15日(木)	全 地 区	全 地 区	

◎受付時間【午前の部】午前9時～11時

【午後の部】午後1時30分～4時まで（日曜日は午後3時まで）

但し、当日の混雑状況等により、受付時間中でも受付を早めに終了させていただく場合がありますので、お早めに受付をお願いします。

◎2月16日（金）～3月8日（木）は該当地区の方が優先となります。該当地区以外の方が申告相談される場合は、順番が後になる場合がありますので、予めご了承ください。

◎2月25日（日）は、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。予約は、2月23日（金）午後5時までに町民課税務係へご連絡ください。